

10) 品目名：普通肥料

項 目	基 準 の 内 容
安全性に関する基準	<p>1 特別管理（一般・産業）廃棄物を原材料としていないこと。</p> <p>2 製品が、「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年環告第46号）に掲げる物質のうち以下の物質について、当該基準に適合していること。</p> <p>(1) カドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀及びセレン</p> <p>(2) その他溶出するおそれのある物質がある場合は、その物質</p>
規格に関する基準	<p>1 肥料の品質の確保等に関する法律第4条の規定による登録をしていること。</p> <p>2 植栽基盤材として使用する場合は、秋田県土木工事共通仕様書第11編第1章第5節植栽基盤工11-1-5-2を満たすこと。</p>
循環資源の配合率	<p>原材料として循環資源を50%以上（重量割合）使用していること。</p> <p>ただし、上記配合率未滿であっても合理的な理由が明確に示される場合は、この限りでない。</p>

平成16年9月13日制定

令和3年3月15日改訂